

奈良県告示第百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項の規定において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和四年七月十二日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名 四元 知香	施術所の名称及び所在地 一華鍼灸治療院 北葛城郡王寺町 畠田九丁目一六 四一番地の二七		変更事項 旧 新		変更年月日 令和四年三月 二十六日
	（開設者・施術者名） 池田 知香	（開設者・施術者名） 四元 知香			